

別紙 1

表 1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算					福祉・介護職員処遇改善特別加算(※)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率						配置等要件に応じた加算率	
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)		福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)に該当(区分なしを含む)	福祉・介護職員等特定処遇改善加算に該当(Ⅱ)
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%			4.1%	7.0%	5.5%
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%			2.6%	7.0%	5.5%
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%			4.1%	7.0%	5.5%
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%			3.4%	7.0%	5.5%
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%			0.3%	6.1%	
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%			0.6%	1.4%	1.3%
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%			0.9%	2.1%	
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%			0.9%	2.1%	
療養介護	6.4%	4.7%	2.6%			0.5%	2.1%	1.9%
自立訓練(機能訓練)	6.7%	4.9%	2.7%			0.8%	4.0%	3.6%
自立訓練(生活訓練)	6.7%	4.9%	2.7%			0.8%	4.0%	3.6%
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	(ウ)により算出した単位	(ウ)により算出した単位	0.9%	1.7%	1.5%
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	(一単位未満の端数四捨五入)×0.9	(一単位未満の端数四捨五入)×0.8	0.7%	1.7%	1.5%
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%			0.7%	1.7%	1.5%
共同生活援助(指定共同生活援助)	8.6%	6.3%	3.5%			1.0%	1.9%	1.6%
共同生活援助(日中サービス支援型)	8.6%	6.3%	3.5%			1.0%	1.9%	1.6%
共同生活援助(外部サービス利用型)	15.0%	11.0%	6.1%			2.3%	1.9%	1.6%
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%			1.0%	1.3%	1.0%
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%			2.0%	1.3%	1.0%
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%			1.1%	1.3%	1.0%
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%	1.1%	
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%	1.1%	
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%			0.8%	4.3%	3.9%
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%			0.5%	4.3%	3.9%
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.5%			0.6%	1.7%	
障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	6.8%	5.0%	2.8%			0.8%	2.6%	
障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	6.8%	5.0%	2.8%			0.8%	2.6%	
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%			0.9%	1.8%	
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%			0.7%	1.8%	
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%			0.7%	1.8%	

※1 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算は令和3年3月31日で廃止。

※2 上記※1の経過措置として、令和3年3月31日から引き続き算定する場合のみ、令和4年3月31日まで算定可能。

※3 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスとは別の加算率を適用する。

表 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)	0%

表 3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分<処遇改善加算>

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	4-(1)-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	4-(1)-②のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者

表4 配置等要件に応じた加算率<特定加算>

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	4-（2）-④の職場環境等要件、配置等要件、処遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件に関する加算が無いため、配置等要件は不要とする。
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	4-（2）-④の職場環境等要件、処遇改善加算要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者

表5 職場環境等要件 見直しを検討中

資質の向上	<p>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門</p> <div style="text-align: center; font-size: 48px; font-weight: bold;">検討中</div>
労働環境・処遇の改善	
その他	

表6、7 職員分類の変更特例の例示 <特定加算>

以下の表6、7は、障害福祉サービス等の特性を踏まえた、職員分類の変更特定の適用例を示すものであるが、例示に該当する者を必ず変更しなければならないものではなく、それぞれの事業所等において、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、職員分類の変更特例を適用するかどうかを判断してください。

表6

a 通常の分類では「他の障害福祉人材」に分類される職員であって、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員（例）	強度行動障害支援者養成研修修了者
	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者
	点字技能士、点字指導員、点字通訳者
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
	サービス管理責任者研修修了者
	児童発達支援管理責任者研修修了者
	サービス提供責任者研修修了者
	たんの吸引等の実施のための研修修了者
	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	相談支援従事者研修修了者
	社会福祉主事
	教員免許保有者
	など

表7

b 通常の分類では「その他の職種」に分類される職員であって、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員（例）	職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者
	障害者の芸術文化活動を指導する職員
	障害者のスポーツ活動を指導する職員
	工賃・賃金の向上に寄与する職員
	障害者ITサポーター
	サービス管理責任者研修修了者
	産業カウンセラー資格保有者
	など

図1 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の配分方法のイメージ

